

令和3年度勝浦市住宅用 省エネルギー設備等設置補助事業の ご案内

市では、家庭における地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、市内の住宅に省エネルギー設備等を設置される方に対し、その経費の一部を補助します。

注 意

- ・太陽光発電設備の補助要件として、既築住宅への設置及び当該住宅にHEMS又は蓄電池を設置することが条件となります。
- ・定置用リチウムイオン蓄電システムの補助要件として、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが条件となります。

**☆申請期間☆ 令和3年4月1日(木)～ 実績報告書の提出期限
(令和4年2月末日)に間に合う工事が申請期限となります。**

※補助できる件数に限りがありますので、事前にお問い合わせ下さい。

※申請期間内でも予算がなくなり次第(先着順)、終了となります。

☆受付場所☆ 市役所2階 生活環境課 生活環境係

☆申請の条件等について☆

(1) 補助対象となる設備及び補助金額

設備の種類	設備の要件 ※いずれも未使用品であること	補助金額
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>○住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。</p> <p>○太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>○太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1)国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>(2)一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>(3)一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>○対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>	<p>1kW 当たり 2万円 (上限9万円) (注1)</p>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。</p>	<p>上限5万円</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち以下の要件を満たすもの。</p> <p>○国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>	<p>上限10万円</p>

(注1)

○太陽光発電システム補助金額の計算例

太陽電池の最大出力(小数点以下第3位を四捨五入)に**1キロワット当たり**

2万円を乗じた金額(千円未満切り捨て)。但し**上限9万円(4.5kW)**。

※例1: 最大出力合計が3.214kWのシステムの場合

[3.21(小数点以下第3位を四捨五入) × 20,000円 = 64,200円

補助金の額 = 64,000円(千円未満切り捨て)]

※例2: 最大出力合計が5.214kWのシステムの場合

[5.21(小数点以下第3位を四捨五入) × 20,000円 = 104,200円

補助金の額 = 90,000円(9万円が限度額のため)

(2) 補助対象となる方

- 市内に住所を有する方。または、補助対象設備の設置完了時までに住民登録ができる方。
- 市税を滞納していない方。
- 自ら居住または居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置する方。
- 申請される方が住宅の所有者ではない場合または共有者がいる場合は、全ての所有者または共有者の間で同意がとれている方。
- 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、既築住宅への設置及び当該住宅にHEMS又は定置用リチウムイオン蓄電システムの設置が条件となり、発電した電力について電気事業者との間で特定契約の締結をされる方。
- ※「既築住宅」とは太陽光発電設備の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了している住宅を指す。
- ※「HEMS」とは住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置(コントローラー等)が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。
- 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。
- 過去に同一の設備で補助金の交付を受けていないこと。
- 令和4年2月末までに実績報告書を提出できる方。**

※申請は必ず施工前に行い、交付決定通知を受け取ってから施工して下さい。施工後の申請は受け付けられません。また、住宅販売業者等から未使用の設備が予め設置された住宅を自ら居住するため購入しようとする場合は、住宅の引き渡しを受ける前までに申請をして下さい。

※補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅につき1回に限り交付します。

※戸建て住宅のみ対象となります。集合住宅に設置するものは対象となりません。

☆補助対象となる経費☆

【太陽光発電システム】

太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)

【家庭用燃料電池システム(エネファーム)】

設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)

※いずれの設備も、消費税及び地方消費税相当額を控除した額(設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額)が補助対象経費となります。なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額となります。

☆申請に必要な書類☆

○交付申請書(第1号様式)、事業計画書(第1号様式の1)に次の書類を添えて、生活環境課生活環境係へ提出してください。

※郵送による提出は受け付け出来ません。ただし、設置業者等代理人による提出は可能です。

	添付書類及び注意事項等
1	補助対象設備の設置経費の内訳が明記された工事請負契約書の写し ※契約書に対象設備の経費の内訳の記載がない場合:契約書のコピー+内訳のわかる書類(見積書等)のコピー
2	補助対象設備の製品仕様が確認できる製品パンフレットの写し(メーカー名、品番、写真等) ※エネファーム:燃料電池ユニットと貯湯ユニット、それぞれの仕様がわかるもの
3	補助対象設備の設置予定図面 ※太陽光発電システム:モジュール枚数が確認できる図面 ※その他の設備:間取図等に設置場所を図示
4	設置前の状況が確認できる現況写真 ※太陽光発電システム:①住宅全体 ②太陽電池モジュール ③パワーコンディショナーの設置予定場所(周囲の壁等も含んだもの) ④分電盤(周囲の壁等も含んだもの) ⑤電力量計(周囲の壁等も含んだもの) ※その他の設備:①住宅全体 ②補助対象設備の設置予定場所
5	市税に係る納税証明書(令和2年度分)
6	住宅の位置図(住宅近辺の案内図)
7	(※住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合のみ) 当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類(任意様式) ※第三者及び共有者には、同居の親族(配偶者等)を含みます。

☆実績報告について☆

○工事完了（省エネルギー設備等が設置された建売住宅を購入した場合は、引き渡し）後30日以内又は令和4年2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）、事業結果報告書（第6号様式の1）に次の書類を添えて、生活環境課生活環境係へ提出してください。

※郵送による提出は受け付け出来ません。ただし、設置業者等代理人による提出は可能です。

	添付書類及び注意事項等
1	補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し ※必ず内訳書を添付してください。
2	（※太陽光発電システムの場合のみ） ①電力事業者との特定契約の締結を証する書類の写し（いずれか1つ） （1）「特定契約締結完了のお知らせ」（メール）の写し+電力需給契約申込書※ （2）「系統連系完了のお知らせ」（メール）の写し+電力需給契約申込書※ （3）「購入実績お知らせサービス」の画面の写し ※電力需給契約申込書は、接続契約締結日が記載されているもの *増設の場合（いずれか1つ） （1）増設後の「購入電力量のお知らせ」の写し （2）増設後の「購入実績お知らせサービス」の画面の写し ②当該住宅に設置した、H E M S 又は蓄電池の保証書又は出荷証明書 ③既築住宅であることを確認する（1）～（3）のいずれか1つ （1）固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）の写し （2）検査済証（検査年月日が設備設置工事の着工前の日付であること。） （3）建築台帳記載事項証明書（検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること。）
3	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 ※補助対象設備が太陽光発電のシステムの場合 ①住宅全体 ②太陽電池モジュール ③パワーコンディショナー（周囲の壁等も含んだもの） ④電力量計（売電用と買電用） ⑤分電盤（周囲の壁等も含んだもの） ※補助対象設備が太陽光発電システム以外の場合 補助対象設備の設置状況がわかるもの
4	補助対象設備が未使用であることを確認できる書類 ※補助対象設備が太陽光発電システムの場合：システム保証書の写し（モジュール及びパワーコンディショナーの両方に対する保証書）

	<p>モジュールの出力対比表やモジュールのみの保証書・出荷証明書の写しを提出する場合は別途パワーコンディショナーの保証書・出荷証明書の写しも必要。</p> <p>※補助対象設備が太陽光発電システム以外の場合：機器の保証書の写し・出荷証明書の写し</p>
5	<p>住民票（3ヶ月以内に発行されたもの。申請者本人のもののみで可。）</p> <p>※コピー不可。窓口で発行されたもの（原本）が必要です。</p>
6	<p>定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する書類（例：売電明細又は接続契約のご案内の写し）</p>

☆補助金交付請求について☆

- 補助金確定通知受領後、速やかに補助金交付請求書（第8号様式）を提出してください。
- 確定された補助金は、請求書の受領後、申請者の指定した金融機関の口座へ振り込みます。

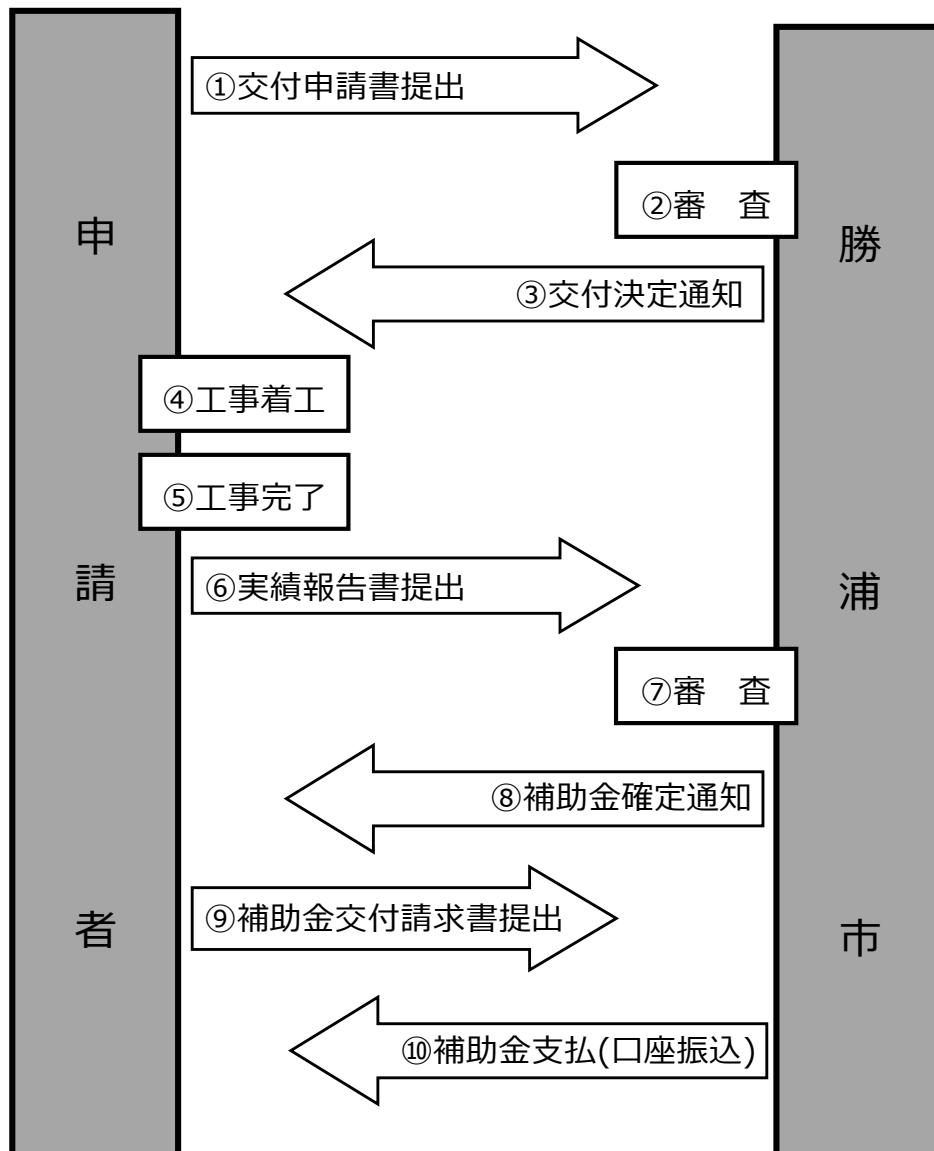
☆その他☆

1. 申請に係る書類は、工事契約書、領収書、補助金の振込先等、すべて申請者ご本人名義のものでお願いします。
2. 設置後、必要により使用状況等の報告をお願いする場合があります。また、市職員が状況確認のため、省エネルギー設備の設置場所へ赴くことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。
3. 補助金の交付決定は、申請書類に不備が無い場合でも10日間程いただいております。（混雑状況等によっては、それ以上かかることもあります）。**補助金の交付を受けるには、施工前に交付決定が必要**ですので、日数に余裕を持った申請をお願いします。
4. 補助金の支払い（振り込み）までの期間は、請求書を受付後3～4週間程度いただいております。
5. **補助金の交付を受けて設置した省エネルギー設備等は、適正な管理をお願いいたします。**
また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、担保には出来ませんので予めご了承下さい。ただし、住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（第9号様式）により市長の承認を得た場合は除きます。
なお、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を納付していただくことがあります。
6. 住宅用太陽光発電システムは、製造メーカー等により塩害地域への設置が出来ない場合がありますので、事前に設置業者等へお問い合わせ下さい。

【その他注意】

1. 名義…申請に係る書類は、契約書・領収書・補助金の振込先等、すべて申請者名義のものでお願いします。
2. 報告…設備設置後の効果等について報告をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

○ 補助金交付手続きの流れ



◇何かご不明な点などは、下記までお問合せください。

〒299-5292
勝浦市新官 1343 番地の 1
勝浦市 生活環境課 生活環境係
電話 0470-73-6639 (直通)